

市政への要望に係る相談業務の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が市政に関する意見や要望を述べる機会を確保するため、市政への要望に係る相談業務を行政相談委員の職にある者に委嘱するに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に規定する行政相談委員のうち、豊中市域を担当する者（以下「豊中市担当委員」という。）に市政への要望に係る相談業務（以下「市政相談業務」という。）を委嘱することができる。

2 前項に規定する委嘱は、当該豊中市担当委員の行政相談委員法第2条第1項の規定による委嘱期間に限って行うものとする。

(業務)

第3条 前条第1項の市政相談業務は、次のとおりとする。

(1) 市民からの市政への要望に関するさまざまな相談に応じて、申出人に必要な助言を行うとともに、広報戦略課にその対応を依頼する。

(2) 前号に規定する依頼に関して、必要に応じて、広報戦略課に対応状況を照会するとともに、対応結果を申出人に報告する。

(規律)

第4条 市政相談業務に関して知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。委嘱期間終了後も同様とする。

2 市政相談業務は、誠実かつ公平にこれを遂行しなければならない。

(解嘱)

第5条 市長は、豊中市担当委員が行政相談委員法第6条の規定により行政相談委員を解嘱されたときは、第2条第1項に規定する委嘱を解くものとする。

(報酬)

第6条 市政相談業務に係る報酬は、無報酬とする。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。